

国民健康保険税納税通知書 及び 70歳未満の方の限度額適用認定証申請について

税納税通知書をお送りします

4月は、第1期から第3期の納税通知書をお送りします。第4期から第10期の納税通知書は8月上旬に発送予定です。

国民健康保険税は世帯単位で課税され、納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険の被保険者でなくても、その世帯内に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

70歳未満の方は入院前に「限度額適用認定証」を申請してください

4月1日から70歳未満の方が入院した場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、一医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。入院される場合は、入院する方の保険証を持って申請してください。

※「限度額適用認定証」は、国民健康保険税の未納がない方に交付されます。

平成19年度の納期限

納期	納期限
第1期	平成19年 5月1日
第2期	5月31日
第3期	7月2日
第4期	8月31日
第5期	10月1日
第6期	10月31日
第7期	11月30日
第8期	12月25日
第9期	平成20年 1月31日
第10期	2月29日

介護保険料納入通知書 及び 介護保険料特別徴収開始通知書について

平成19年度介護保険料納入通知書(暫定)をお送りします

第1期から第3期分の納入通知書を、4月中旬頃お送りします。介護保険料は住民税の課税状況や所得に応じて額が異なります。皆様の住民税や所得等がまだ確定していませんので、第1期から第3期分の納入通知書に関しては、仮算定での金額となります。住民税や所得等が確定し介護保険料の年額が確定しましたら、第4期から第10期分にて差額を調整した納入通知書を8月初旬頃にお送りします。なお、今回通知しました保険料の第1期の納期限は5月1日(火)となりますので、納め忘れのないようお願いいたします。

また、納め忘れのないよう便利な口座振替のご利用をお勧めします。すでに口座振替をご利用の方には、介護保険料明細書のみお送りします。指定口座の残高や変更等がないかご確認をお願いいたします。

平成19年度 特別徴収開始通知書 (仮徴収)をお送りします

特別徴収(年金からの天引き)の方には、第1期から第3期分の介護保険料特別徴収開始通知書(仮徴収)をお送りします。保険料の年額が確定しましたら、第4期から第6期分にて差額を調整した特別徴収開始通知書を9月頃にお送りする予定です。

人権それは愛

「ごめんね。」できてよかった。

わたしは、一年生の時、いやなことをいわれました。はじめは、「ばか。」と、いわれました。つぎは、「どじ。」と、いわれました。さいごは、「しね。」でした。わたしは、なんにもしていないのに、なんでいわれるのかなあ、と思いました。先生にいおうかな、お母さんにいおうかな、と思いました。でも、いいませんでした。学校に行きたくななくなっちゃいました。

一番なかよくしていたのに、なんでこんなにわる口を言われるのか、よく考えたけど、なぜだか分かりませんでした。なんにもしていないのに、言われて、きずつきました。かなしくなりました。くやしくなって、しかえしをしたくなかったけど、できませんでした。だから、わる口をじゆうちょうに書きました。

「どじ。まぬけ。ばか。」と、書きました。

書いちゃった後、わたしは、わるかったな、と思いました。だから、そのじゆうちょうは、だれにも見せませんでした。

今月は「松伏町小・中学校人権作文集—第10集—」の作品の中から、小学校3年生の作品を紹介します。

公園のてつぼうが一つしかなかったので、じゃんけんをしました。わたしがかったので先にやりました。終わったら、友だちがつづけてやったのを、わたしが、ちゅういしたこと、友だちがおこってしまったことを、おもい出しました。学校の帰り道、友だちはひとり帰っていました。わたしもひとりでした。さびしくなっちゃいました。だから、なかなかおりをしたくなりました。

「ごめんね。」と言うと、友だちも、「ごめんね。」と、言ってゆるしてくれました。そして、もとのように、なかよしになって公園やアスレチックであそべるようになりました。「ごめんね。」と、いってあやまってよかったな、また、なかよくなれてよかったなあと思いました。今もなかよしです。

この人権作文集は、児童・生徒のみなさんに、人権や差別について考えていただき、他人の心の痛みがわかる、差別をしない・許さない・見のがさない人になってほしいと願って作成されています。